

経済連携協定（E P A）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・
介護福祉士候補者の平成23年度国家試験の結果を受けた
追加的な滞在期間の延長について

平成24年3月28日
人の移動に関する検討グループ

「経済連携協定（E P A）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」（平成22年3月11日閣議決定）に基づき、経済連携協定（E P A）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の平成23年度国家試験結果を受けた追加的な滞在期間の延長について、以下の措置を取ることとする。

1. 平成21年度に入国したインドネシア人看護師候補者第2陣（注：各国との受入開始初年度に入国した候補者を「第1陣」、次年度に入国した候補者を「第2陣」という。）及びフィリピン人看護師候補者第1陣に対しては、上記閣議決定3.（1）と同様の条件とし、同閣議決定3.（1）オに相当する条件に関しては平成23年度看護師国家試験の合格基準点*の5割に当たる99点以上の点数を取得した者につき、追加的に1年間の滞在期間の延長を認めることとする。
* 必修問題の合格基準となる点並びに一般問題及び状況設定問題の合格基準となる点の合計点
2. 平成20年度に入国したインドネシア人介護福祉士候補者第1陣に対しては、上記閣議決定3.（1）と同様の条件とし、同閣議決定3.（1）オに相当する条件に関しては平成23年度介護福祉士国家試験（筆記）の合格基準点の5割にあたる38点以上の点数を取得した者につき、追加的に1年間の滞在期間の延長を認めることとする。
3. なお、来年度（平成24年度）介護福祉士国家試験を受験するインドネシア人介護福祉士候補者第2陣及びフィリピン人介護福祉士候補者第1陣についても、基本的には、今年度同様に、平成24年度介護福祉士国家試験（筆記）の合格基準点の5割以上の点数を取得した者につき、追加的に1年間の滞在延長を認めることとする。

（以上）